

# Business News

第196号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 27 年9月 30 日より施行された改正労働者派遣法について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

## 改正労働者派遣法のポイント

平成 27 年9月 30 日より改正労働者派遣法が施行されました。今回の改正の主なポイントは以下の通りです。

### 1. 派遣事業の一本化

特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業が許可制となります。

※施行日時点で特定労働者派遣事業を行っている事業主は、施行日から3年間は引き続き、特定労働者派遣事業を営むことが可能です。

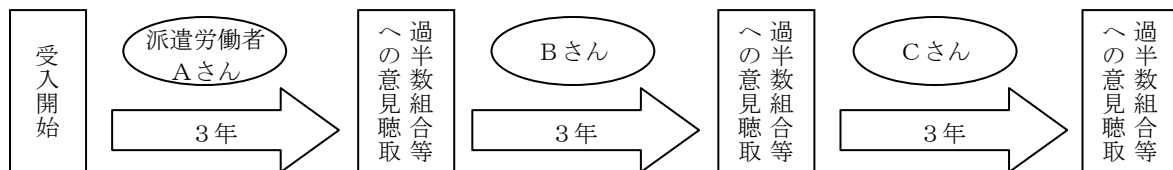
### 2. 派遣期間規制の見直し

現在の期間制限(いわゆる 26 業務以外の業務で派遣期間の上限を原則1年(最長3年))を見直し、施行日以降に締結または更新される労働者派遣契約では、全ての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。ただし、派遣元で無期雇用、または 60 歳以上の派遣労働者は期間制限の対象外となります。

#### (1) 事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則3年が限度となります。ただし、派遣先の過半数労働組合等への意見聴取を実施することで、3年を超えて受け入れることも可能となります。

なお、1回の意見聴取で延長できる期間は3年までとなります。



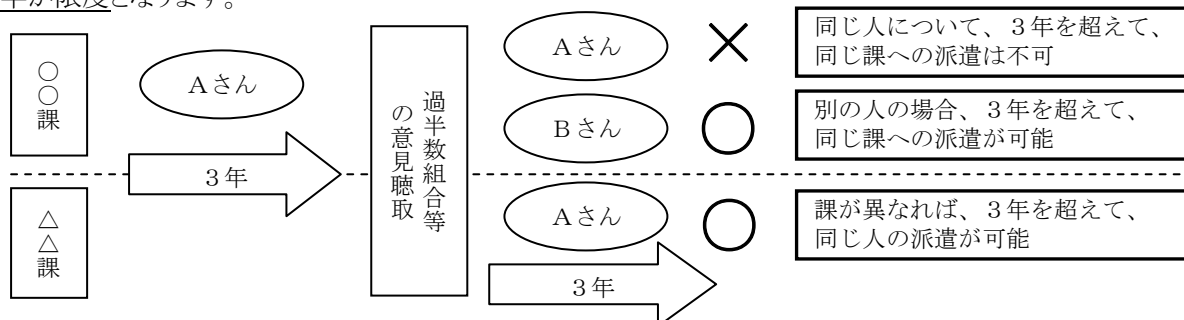
※過半数労働組合が存在しない場合、事業所の労働者の過半数を代表する者に意見聴取が必要です。

※意見聴取は、期間制限の上限に達する1ヶ月前までに実施する必要があります。

※過半数労働組合等から異議が示されたときは、対応方針等の説明が義務付けられます。

#### (2) 個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の同一の組織単位(いわゆる課に相当)に対して派遣できる期間は、原則3年が限度となります。



### 3. 派遣労働者の均衡待遇の推進

派遣元は、派遣労働者の均衡待遇の確保の際に考慮した内容の説明が義務付けられます。

派遣先は、同種業務の社員の賃金情報提供、教育訓練、福利厚生施設利用等について配慮義務となります。

### 4. 派遣労働者のキャリアアップ

派遣元は、派遣労働者の計画的な教育訓練や希望者へのキャリア・コンサルティングが義務付けられます。

派遣先は、派遣元から求めがあったときの派遣労働者の能力に関する情報提供について努力義務となります。

※詳細は、厚生労働省 HP にてご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html)

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: [keiei\\_support@ms-ins.com](mailto:keiei_support@ms-ins.com)

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様には有益な情報を提供しています。

15-ニュース-236